

**第1回「土曜日を活用した教育の在り方検討会議」資料**

土曜日における教育活動の現状等について

# 学校週5日制の導入と学習指導要領の変遷

## ○ 学校週5日制の導入：平成14年4月完全実施

趣旨：家庭や地域社会での生活時間の比重を高め、主体的に使える時間を増やし、「ゆとり」の中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子どもたちに社会体験や自然体験などを通じて、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」をはぐくむ

実施：平成4年9月	月1回の実施（毎月第2土曜日が休業）
平成7年4月	月2回の実施（毎月第2、第4土曜が休業日）
平成14年4月	完全実施（毎月すべての土曜日が休業日）

（参考）

学校教育法施行規則 抜粋

第61条 公立の小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りではない。

- 一 国民の祝日に関する法律に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日

# ○ 学習指導要領における年間標準授業時数等の変遷

## 小学校

	平成4年～14年	平成14年4月～23年	平成23年4月～
1学年	850	782 (△68)	850 (68)
2学年	910	840 (△70)	910 (70)
3学年	980	910 (△70)	945 (35)
4学年	1015	945 (△70)	980 (35)
5学年	1015	945 (△70)	980 (35)
6学年	1015	945 (△70)	980 (35)

## 中学校

	平成3年～14年	平成14年4月～24年	平成24年4月～
1学年	1050	980 (△70)	1015 (35)
2学年	1050	980 (△70)	1015 (35)
3学年	1050	980 (△70)	1015 (35)

備考 平成4年～14年：週5日制への移行期  
 平成14年4月～：完全週5日制導入

# 学校週5日制導入後の土曜日の教育活動状況

## ○ 学校、家庭、地域社会が連携した体験活動等の状況

### <地域における体験活動等の状況>

- ・ 京のわくわく探検事業の実施

H14 13市町村 → H16 15市町村団体 → H22 6市町村団体

- ・ 京のまなび教室の実施

H16 47カ所 → H22 80カ所

- ・ 総合型、開放型地域スポーツクラブの設置

H14 3カ所 → H16 13カ所 → H22 41カ所

### <学校施設の開放等の状況>

- ・ 府立高校サタデー広場

(体験活動) H14 31校 → H16 44校 → H22 39校 (1分校)

(学習活動) 22校 → H16 29校 → H22 20校

# ○ 学校における休業日を活用した学習・体験活動等の実施状況

(H22 京都府教育委員会「小・中学校教育課程編成及び実施状況調査」等)

## <長期休業期間に学力向上の学習機会を提供している府内の学校の状況>

小学校 243校中167校で実施 → 69%の小学校で実施

中学校 99校中86校で実施 → 87%の中学校で実施

## <土曜日・日曜日に学習活動を実施している学校の状況>

小学校 243校中55校で実施 → 23%の小学校で実施

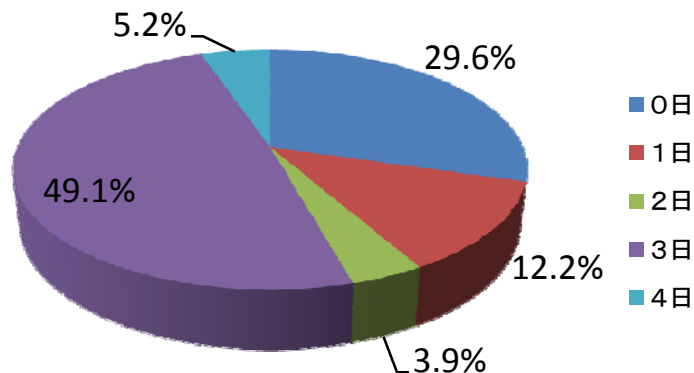
中学校 99校中20校で実施 → 22%の中学校で実施

府立高校 46校中40校で実施 → 87%の高校で実施

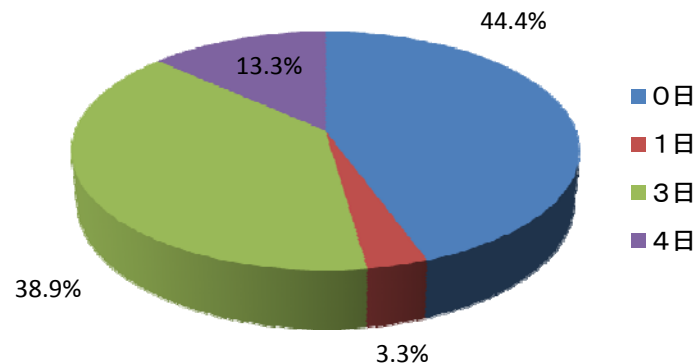
# 夏季休業期間の短縮などの取組実施状況

## ○ 夏休みの短縮を実施している学校の割合

【府内小学校の状況】

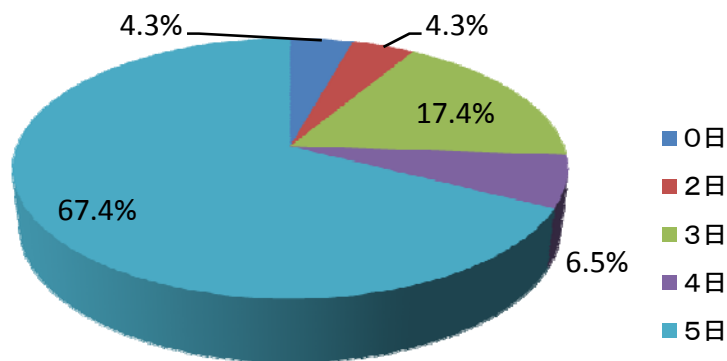


【府内中学校の状況】



平成23年4月 府内教育委員会への聞き取り調査による

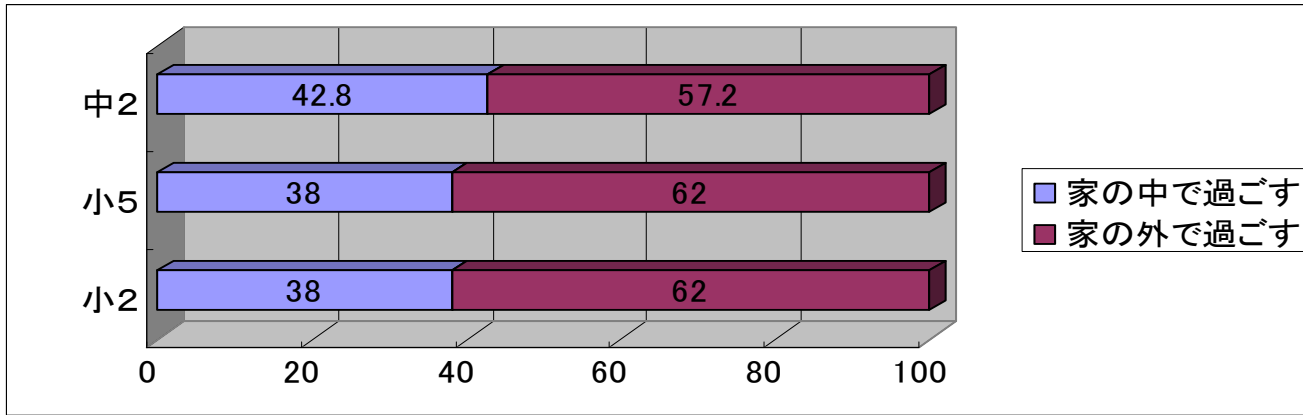
【府立高校の状況】



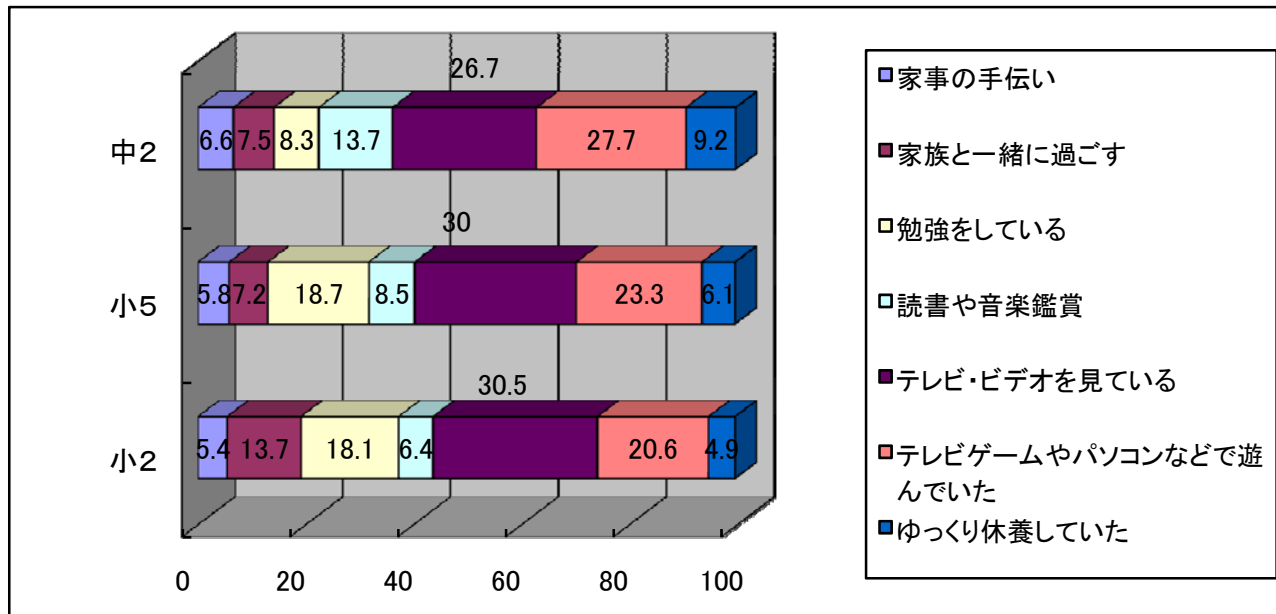
平成23年度休業日の変更申請一覧による

# \* 子どもたちの土曜日の生活実態及び保護者の意識

【土曜日に主に過ごす場所はどこですか。】

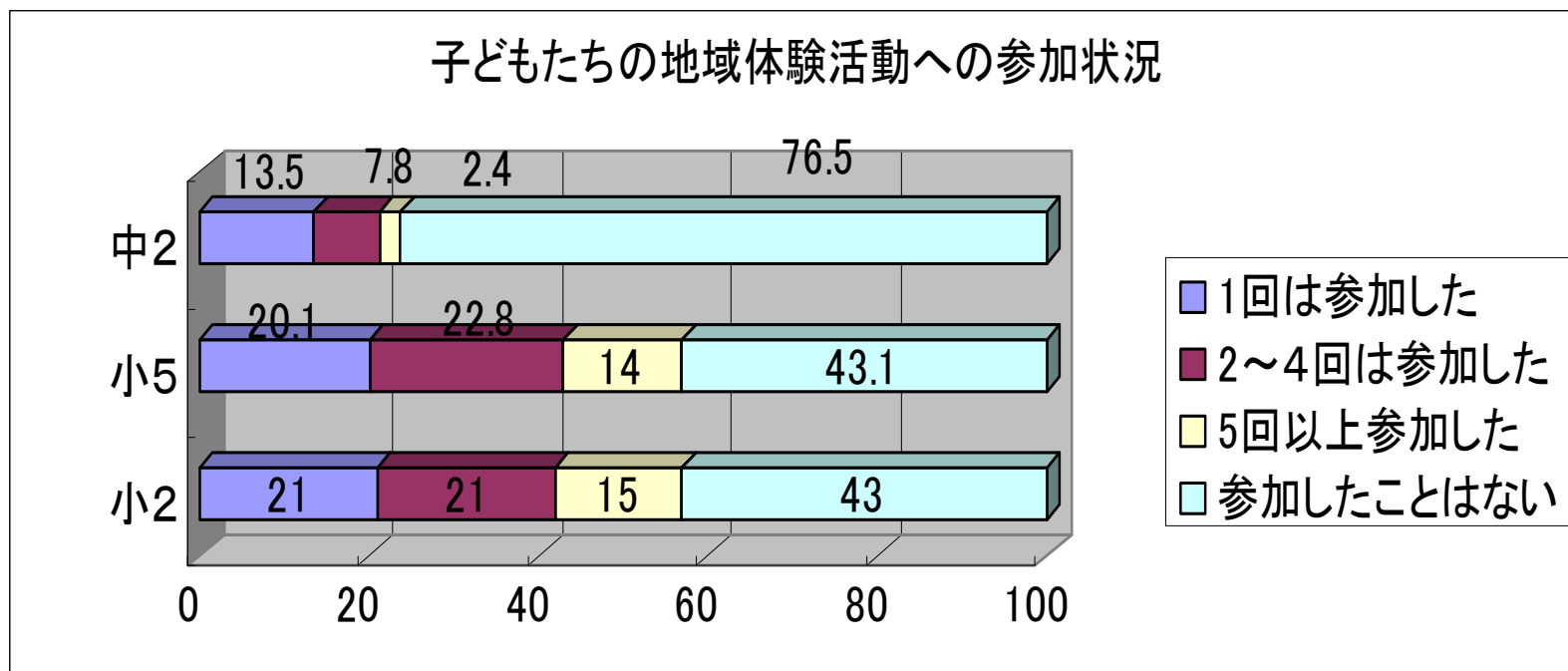


【家の中で過ごすと回答した家庭の子どもの過ごし方】



平成17年度 府教育委員会  
「土・日曜日の過ごし方アンケート  
並びに学校週5日制に関する調査」  
(保護者調査)

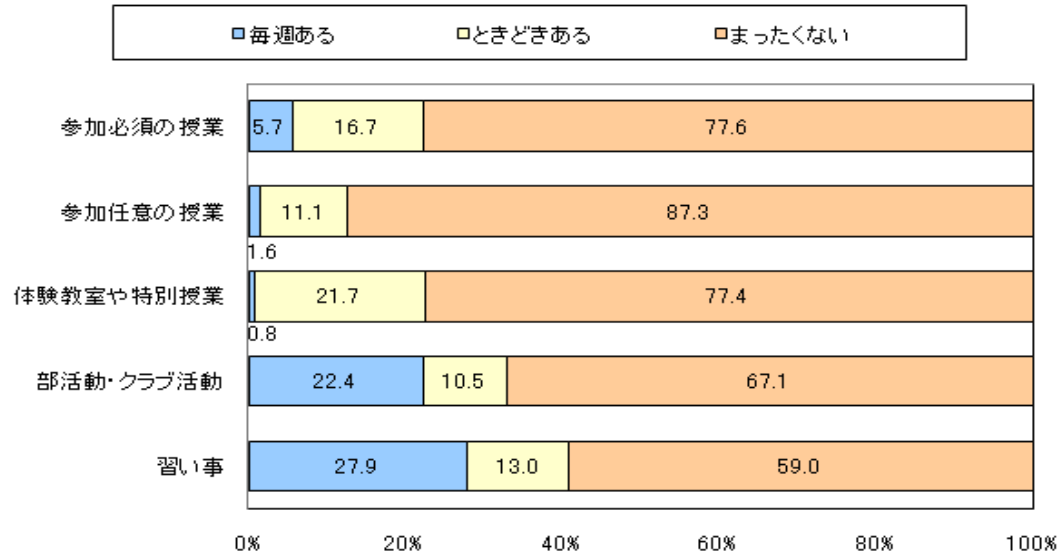
## 【子どもたちの地域の体験活動への参加状況】



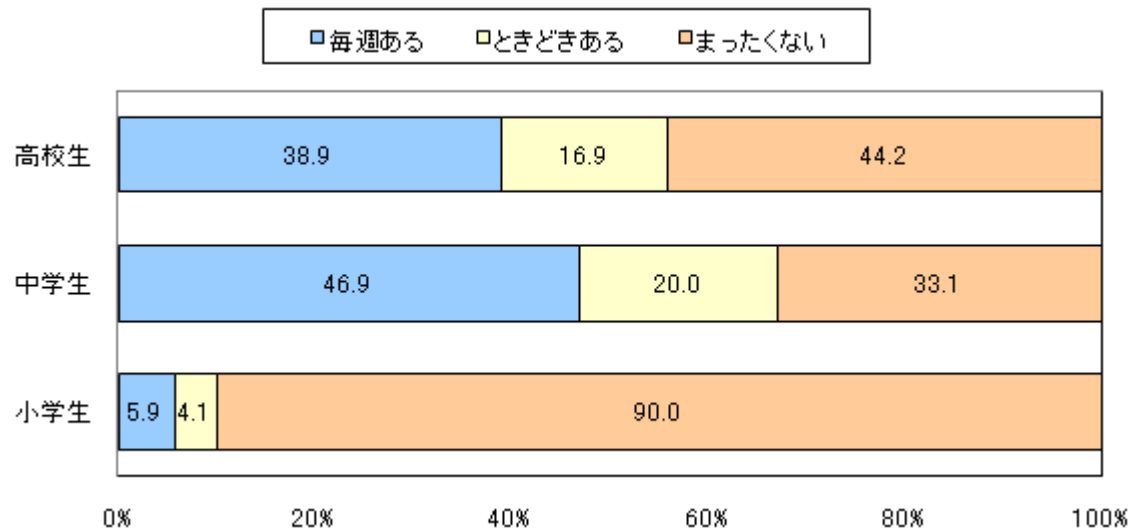
平成17年度 府教育委員会「土・日曜日の過ごし方アンケート並びに学校週5日制に関する調査」(保護者調査)



## 【お子さまは、土曜日に学校での授業や部活動などに参加していますか？】

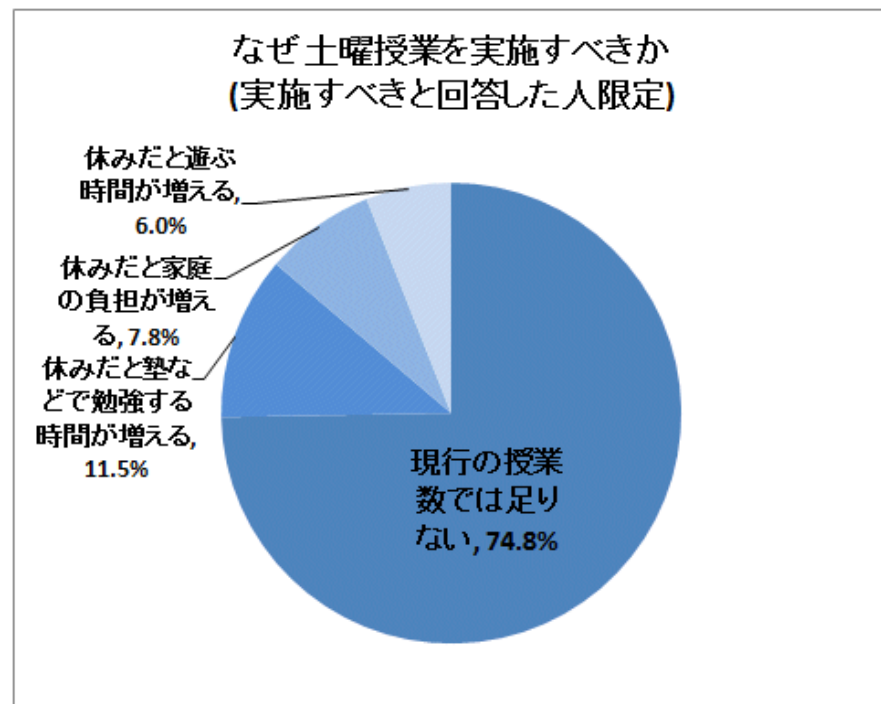
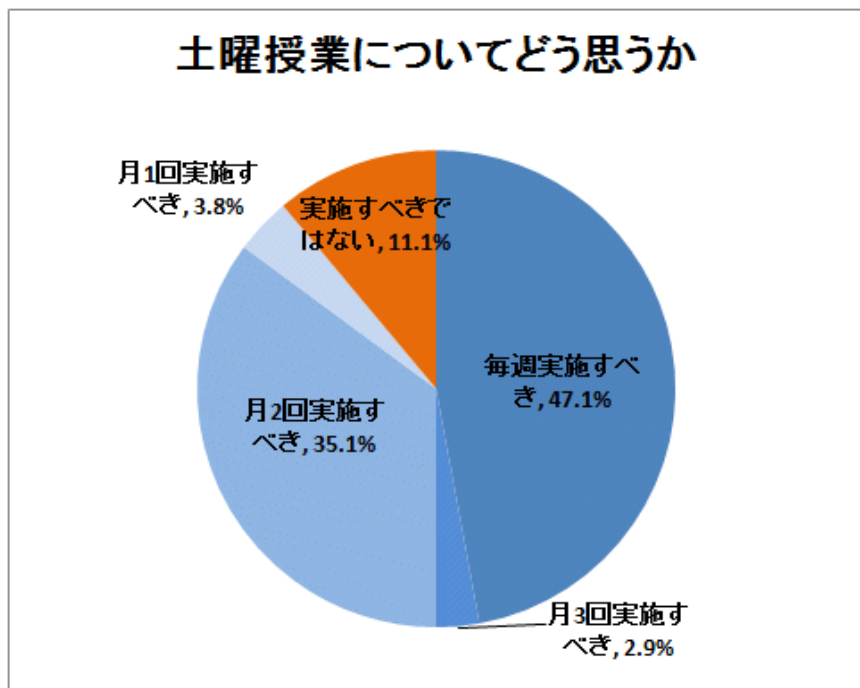


## 【あなたのお子さまのうち、いちばん上のお子さまは土曜日に部活動・クラブ活動に参加していますか？】



gooリサーチと  
毎日新聞社による  
共同企画調査

## 【保護者の土曜日授業についての意識】



gooリサーチと毎日新聞社による共同企画調査

# 土 曜 教 育 他 府 県 状 況

都道府県	市町村	実施年度	学校	頻度	正規授業	概要
栃木県	県方針	H23	全小中	月2回上限	○	家庭や地域と連携した学習活動や学校公開に限定 (従前からあったものの整備)
栃木県	宇都宮市	H24	全小中	年2～10回	○	保護者・地域住民による授業参観 児童生徒と保護者・地域住民が共に学ぶ学習活動 ゲストティーチャーの協力を得た学習活動 等
栃木県	足利市	H23	中3校	月2回	○	小規模特認校として実施 英語教育、教科指導、ボランティア学習、体験学習等
埼玉県	越生町 (おごせ)	H23	全小中	月1回	○	1日3時間して年間33時間増 学校公開日として授業や学校行事にあてる 登下校に時間がかかるため6時間目が実施しにくい
東京都	通知	H22	全公立	月2回上限	○	確かな学力の定着を図る授業の公開 道徳授業地区公開講座やセーフティ教室 保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いての 授業 等 (従前からあったものの整備)
香川県	東かがわ市	H23	小1校	月2回	× 希望者	復習、発展学習 市体育指導員による運動活動 地域住民らによる創作活動など 児童の安全確保のため原則、集団登下校

## 平成22年度土曜日における授業の実施について(東京都教育委員会)

### 1 学期中の土曜日を授業日とした公立学校

#### ア 小学校

区分 (年間日数)	計	(0日)	学期に1回程度 (授業参観日等) (1～5日)	月1回程度 (6～10日)	月1回から2回程度 (11～15日)	月2回程度 (16～20日)
学校数	1311校	73校	1113校	84校	40校	1校
割合	—	5.60%	84.90%	6.40%	3.00%	0.10%

#### イ 中学校

区分 (年間日数)	計	(0日)	学期に1回程度 (授業参観日等) (1～5日)	月1回程度 (6～10日)	月1回から2回程度 (11～15日)	月2回程度 (16～20日)
学校数	625校	33校	518校	61校	9校	4校
割合	—	5.30%	82.90%	9.80%	1.40%	0.60%

### 2 区市町村教育委員会の独自基準設定状況

設定している…… 24(38.7%) 内訳(各月1回3、各月2回9、年間実施回数を設定12)

課題……… 地域行事、部活動の試合等との日程調整が困難

## <関係法令>

### ○土曜日に正規の授業をしない根拠

#### 学校教育法施行規則

第61条 公立小学校での休業日を定めている。原則次のとおり。  
① 国民の祝日に関する法律に規定する日  
② 日曜日及び土曜日  
③ 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日  
ただし、③の日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。  
(特別の必要がある場合)  
保護者や地域住民等にかかれた学校づくりを進める観点から土曜日授業を実施する場合等

※第79条により中学校へ、第104条により高等学校へ、第135条により特別支援学校へ準用

### ○土曜日の教員の勤務制限根拠

#### 労働基準法

第32条 使用者は労働者に1週間あたり40時間を超えて労働させてはならない。  
第40条 公衆の不便を避けるため必要な場合やその他特殊性のある場合は、必要最小限内で、労働時間等を厚生労働省令で別に定めることができる。  
(過去、学校4週6休の際には別に省令が定められていた。)

### 職員の給与等に関する条例

第30条 職員の勤務時間は、1週間あたり38時間45分  
ただし、職務の特殊性等により、人事委員会の承認を得て1週間あたり38時間45分を超える勤務時間を定めることは可  
第31条 日曜日及び土曜日は、週休日とする。  
第32条 公務の運営上の事情により特別な形態で勤務する必要がある職員については、人事委員会が定める制限以内で週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。  
(人事委員会が定める制限)  
週休日が4週間内に8日以上となること。  
勤務日が引き続き12日を超えないこと。  
1回の勤務時間が16時間を超えないこと。  
第33条 週休日に特に勤務することを命じる必要がある場合には、人事委員会が定める制限以内で、勤務日と週休日を振り替えることができる。(半日の勤務時間の割振変更可)  
(人事委員会が定める制限)  
週休日の振替をすることができる期間は、勤務することを命じる必要がある日の4週間前の日から8週間後の日までの期間  
なお、京都府教員の場合、人事委員会の承認を得て4週間前の日から16週間後の日までの期間